

可燃性合成樹脂発泡体を断熱材等に用いた消防対象物に係る防火安全対策の推進に関する要望

第1 趣旨

平成20年8月に延べ11,000㎡を焼損した青森市りんごセンターの冷蔵倉庫火災、平成21年5月に死傷者5名を出した愛知県稲沢市の低温倉庫火災等、各地で倉庫火災による大きな被害が発生しています。また、本年6月に神戸市で発生しました工場倉庫火災においては、消防隊員1名が殉職いたしました。いずれの火災においても天井、内壁、間仕切り壁等として使用されていた断熱材等の速燃的燃焼が被害の拡大に大きく関与したと推測されています。

ウレタン樹脂、スチロール樹脂等の可燃性合成樹脂発泡体をを用いた断熱材等は、その優れた断熱性能に加え、経済性や施工方法の容易性等の理由から広く普及していますが、火災が発生した場合、燃焼拡大及び爆燃までの時間が非常に短時間であるとともに、断熱材等を金属製薄板等で挟んだサンドイッチパネルを吊り天井に用いた場合には、当該金属製薄板等が脱落するなど、建物利用者の避難、自衛消防隊の初期消火活動や消防隊員の消火活動に大きな危険を伴うばかりでなく、消防対象物そのものの物的損害、復旧までに長期を要することによる経済的損害等、莫大な被害を与えることが前述の火災事例等からも周知の事実となっています。

この対策としては、不燃材料（建築基準法第2条第9号）として国土交通大臣認定を受けた断熱材等（以下「不燃断熱材等」という。）の使用が有効と考えられますが、現行の防火性能評価試験では、サンドイッチパネルの落下危険や、不燃断熱材等を切断して使用した場合の防火性能が評価されないことから、断熱材等を不燃材料とするだけでは問題解決になりません。

このことから、建物利用者の人命安全を図り、避難上及び消防活動上に支障をきたさないよう、各関係機関においても、さらに一層の安全性向上に努めていただきたく、今般、可燃性合成樹脂発泡体をを用いた断熱材等の使用に際しての防火安全対策について要望するものです。

第2 要望する各種防火安全対策

1 防火性能評価試験結果書付帯事項への記載

(1) 切断面部分等の継ぎ目処理

サンドイッチパネルを切断した場合の切断面部分（硬質ウレタンフォーム部分）や、サンドイッチパネル間の接続部（塩化ビニール樹脂部分）の防火性能は、防火性能評価試験によって評価されないことから、当該切断面部分等の継ぎ目が防火上の弱点とならないよう不燃材料を用いて継ぎ目処理を行うなど、適正に処理して施工することを認定時の付帯事項として防火性能評価試験結果書に記載されたい。

(2) サンドイッチパネルの落下防止措置

不燃断熱材等のうち、特にサンドイッチパネルを吊り天井に用いる場合の落下危険要因は、防火性能評価試験によって評価されないことから、やむをえず吊り天井に用いる場合は、サンドイッチパネルの仕上げ材（金属製薄板等）が落下しない措置をとることを認定時の付帯事項として防火性能評価試験結果書に記載されたい。

2 不燃断熱材等の防火性能確保に関する周知

不燃断熱材等を切断して施工する場合は、切断部分の継ぎ目が防火上の弱点とならない適

正な処理で施工する必要があることを不燃断熱材等の取扱説明書、製造者・工業会等のホームページ等によって周知されたい。

3 仕上げ材（金属製薄板等）が脱落しないサンドイッチパネルの開発

火災時に仕上げ材（金属製薄板等）が脱落して避難及び消防活動に支障をきたさないよう、仕上げ材（金属製薄板等）が脱落しないサンドイッチパネルの開発を検討されたい。

問い合わせ先

①全国消防長会事業部：牧野・今井

TEL：03-3234-1321

FAX：03-3234-1847

E-mail：jigyo-2@fcj.gr.jp

②全国消防長会予防委員会事務局

（千葉市消防局内）：杉原・古川

TEL：043-202-1680

FAX：043-202-1681

参考

(次の火災事例を参考として添付する。)

- ① 平成21年6月 兵庫県神戸市 (工場倉庫火災)
- ② 平成20年8月 青森県青森市 (りんごセンター冷蔵倉庫火災)
- ③ 平成21年5月 愛知県稲沢市 (低温倉庫火災)
- ④ 平成21年6月 東京都大田区 (市場定温倉庫火災)

関係団体要望先

1 断熱材製造関係

① ウレタンフォーム工業会

〒105-0003 東京都港区西新橋2-17-1

② 防火材料等関係団体協議会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20

2 防火性能評価関係

一般社団法人建築住宅性能基準推進協会

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂1-15